

論文

歴史認識問題としての竹島問題を何故、解決できないのか

下條 正男 (拓殖大学教授)

竹島が日韓の係争の地となるのは昭和27年(1952年)1月18日、韓国の李承晩大統領が公海上に「李承晩ライン」を設定して、竹島をその中に含めた時から始まる。敗戦国日本はその三ヵ月後の4月28日、「サンフランシスコ講和条約」の発効により、国際社会に復帰することになっていた。李承晩大統領はその間隙をついて、竹島の領有を謀ったのである。

当時、日韓の間では国交正常化交渉が始まり、韓国側としては日本政府を牽制する外交カードを必要としていた(注1)。朝鮮半島には日本側の個人資産が残され、日本には夥しい数の朝鮮半島からの密入国者がいたからだ。

昭和27年(1953年)12月12日、「漁業資源保護法」を制定した韓国政府は、「李承晩ライン」を越えた日本漁船を拿捕抑留し、国交正常化交渉では解放を求める日本政府に対して、「人質外交」を展開することになるのである。

その「李承晩ライン」は、日韓の国交正常化とともに消滅したが、竹島は未だ韓国政府によって占拠されたままである。竹島問題はなぜ、解決することができないのか。本稿では、平成17年(2005年)3月16日、島根県議会が「竹島の日を定める条例」(以下、「竹島の日」条例)を成立させて以降の日韓の対応の違いを明かにし、その問題点の一斑を明らかにするものである。

1. 忘れられた竹島問題

竹島が日本領となったのは、明治38年(1905年)1月28日の閣議決定で、「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡」がない「無主の地」とし、国際法に依拠して「先占」したことによる。その竹島が、島根県隠岐島司の所管となるのは、同年2月15日に内務大臣の芳川顕正が島根県知事の松永武吉に対して「自今其県所属隠岐島司ノ所管トス、此旨管内ニ告示セラルヘシ」と訓令し、2月22日、島根県知事松永竹吉が「島根県告示第40号」によって、「本県所属隠岐島司ノ所管」としたからである。以来、日本は敗戦前まで、竹島を実効支配していた。

「無主の地」であった竹島は、国際法上も、歴史的事実においても、日本の領土である。その竹島問題を今日に至るまで解決することができないのは、日本側にも竹島問題の解決を阻む何かがあった、ということである。

これまで日本政府は、韓国政府に対して三度、国際司法裁判所への付託を提案して、その解決をはかろうとした。日本政府は昭和29年(1954年)9月25日、韓国政府に対し、「本問題が国際法の根本原則の解釈を要する領土権に関する紛争であるので、唯一の公平な解決策は国際司法裁判所に付託して決定すること」を提案した。

これに対して、韓国政府は10月28日付の口上書で、「紛争を国際司法裁判所に付託しようとする日本政府の提案は、司法的な仮装により虚偽の主張をする一つの企図に過ぎない」として一蹴したのである。その際、韓国側が口上書の中で示した竹島問題に対する歴史認識が、次のように記されていた。

「1910年、全韓国の日本との併合によりその頂点に到達した。だが日本は全ての実際的な目的のため、1904年に韓国を支配するため権力を掌握し、その当時、日本は韓国に所謂韓日議定書と韓国と日本との最初の協定を強要した。島根県庁が独島を自称してその管轄権に包含したのは、そのような協定の一年後であった。そのため独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国領土であった。現在、独島に対する日本政府の不合理ではあるが、終始一貫した主張に鑑みて、韓国国民は日本が同じような方法で侵略を反覆するのではないかと大いに疑懼している」(注2)

その後、日本政府は昭和37年(1962年)と平成24年(2012年)にも国際司法裁判所への付託を韓国政府に提案したが、二度とも拒否されている。

韓国政府が国際司法裁判所への提訴を応諾しないのは、韓国側には、竹島は日本による「侵略の犠牲となった最初の韓国領土」とする歴史認識があるからである。その歴史認識は、島根県議会が「竹島の日」条例を制定した際も盧武鉉大統領によって繰り返され、現在の文在寅大統領も口上書に示された歴史認識を継承している。竹島問題は、韓国側との「歴史認識問題」といっても過言ではない。

だが竹島問題は、日韓が昭和40年(1965年)6月22日、「日韓基本条約」を締結して以後、世人の記憶からも薄れ、次第に忘れられた存在になっていた。

2. 島根県議会による「竹島の日」条例

その竹島問題が近時、俄に浮上することになったのは、平成6年(1994年)に「国連海洋法条約」が発効したからである。同条約を批准した日韓両国政府は、互いに「排他的経済水域」を設定して、中間線を画定するための協議を持たなければならなかった。

日韓両国政府は昭和40年、「日韓基本条約」を締結した際に、「日韓漁業協定」を結んでいたが、「国連海洋法条約」の発効にともない旧協定を廃棄して、新たな「日韓漁業協定」を締結する必要に迫られていた。

その際は、日韓の「排他的経済水域」を設定するため、日韓の間に中間線を画定しなければならなかった。その「排他的経済水域」では、「天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利を有」し、日韓双方の領海の基線から200海里を超えない中間地点に、中間線を画定することになっていた。これは日本海の孤島竹島の帰属問題も、協議の対象になるということであった。「国連海洋法条約」の発効と批准は、日本政府にとっても韓国政府と公式的に竹島問題を協議できる千載一遇のチャンスだった。

旧「日韓漁業協定」の「第一条」では、「両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域(以下「漁業に関する水域」という。)として」いたため、日本海の孤島竹島は「漁

業に関する水域」の外に置かれていた。

それが国連海洋法条約の発効によって「排他的経済水域」が設定され、日韓双方の領海の基線からの中間地点に、中間線を画定することになったのである。これは当然、日韓の間にある竹島も協議の対象になるということであった。

そこで韓国政府は平成8年（1996年）2月、竹島の占拠を正当化するため、竹島に接岸施設を建設しようとしたのである。それに日本政府が抗議したことから、韓国国内には反日感情が高まり、ソウルの駐韓日本大使館前には激昂した民衆が押しかけ、連日、大使館周辺は騒然としていた。

愚生が竹島問題と関わることになったのは、この時である。当時、ソウルの日本人学校に通っていた小2の娘が私に、「日本が何か悪いことをしたの」と、不安そうに尋ねたことがきっかけだった。その時は、「そうじゃないよ」と答えたが、改めて韓国側が竹島の領有を主張する論拠としてきた『肅宗実録』や『新增東国輿地勝覧』、『東国文献備考』等の文献を確認してみると、韓国側の文献解釈には幾つかの誤読があることを発見した。

それを気づかせてくれた文献の一つが、類書の『東典考』であった。そこには竹島問題と関係の深い鬱陵島に関する記事が引用されていた。それが李孟休の『春官志』の「鬱陵島争界」の記事である。そこで中央図書館に行き、『春官志』を確認すると、韓国側が独島（竹島）の領有権を主張する際、その論拠とする『東国文献備考』「輿地考」の記述とほぼ同文であった。『東国文献備考』「輿地考」の成立は1770年、李孟休の『春官志』は1745年である。

これまで韓国側では、何の疑いもなく、「于山は則ち倭の所謂松島なり」とした『東国文献備考』「輿地考」を根拠に、文献や古地図に描かれた于山島を松島（現在の独島）として、「独島は韓国領」としてきた。その『東国文献備考』「輿地考」よりも前に、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）があったのである。

そこであらためて『東国文献備考』「輿地考」について調べてみると、「輿地考」の底本となっていたのが、申景濬の『疆界誌』であることが分かった。李孟休が『春官志』を編纂した1745年、申景濬の『疆界誌』が編集されたのは、その11年後の1756年である。

これは当然、李孟休の『春官志』を参考にして、申景濬の『疆界誌』が編纂されていたことを意味している。(注3)

事実、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）と申景濬の『疆界誌』を比較してみると、『疆界誌』の記述は、ほぼ『春官志』（「鬱陵島争界」）と同じであった。ただ違っていた箇所があった。それは後に『東国文献備考』の分註（「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」（輿地志に云う、鬱陵・于山は皆な于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり）となる部分である。李孟休の『春官志』では、それが次のように記されていたのである。

「蓋しこの島（鬱陵島）、其の竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯あるが故に三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島に至りては、皆音号転訛して然るなり」

この『春官志』の記述は、李孟休が鬱陵島の呼称に関して、私見を述べた按語である。李孟休の按語では、鬱陵島の別称としては、于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島などがある

が、それらはいずれも音号が転訛したものとしていた。李孟休は于山島を鬱陵島の別称としていたのである。李孟休は、『東国文献備考』「輿地考」の分註のように、于山島を「倭の所謂松島なり」とはしていなかった。

これは『東国文献備考』「輿地考」が編纂される過程で、于山島が松島（現在の竹島）にされていた、ということである。この事実を確認するためには、『東国文献備考』「輿地考」の底本となった申景濬の『疆界誌』と比較してみる必要があった。そこで申景濬の『疆界誌』を確認すると、後に『東国文献備考』「輿地考」の分註となる箇所には、次のような申景濬の按語が記されていたのである。

「愚按ずるに、輿地志云、一説于山鬱陵本一島。而して、諸図志を考ふるに、二島なり。一つは則ち、倭の所謂松島にして、けだし二島は俱にこれ于山国なり」

この按語を見ると、申景濬は、李孟休が于山島を鬱陵島の別称としていたことに疑念を抱き、于山島は「倭の所謂松島」とし、于山島と鬱陵島の二島を于山国としていたことが分かる。その際、申景濬は「一説于山鬱陵本一島」の一文を「輿地志」から引用して、それを否定する形で、自らは「諸図志」を根拠に、「一つは則ち、倭の所謂松島にして、けだし二島は俱にこれ于山国なり」と判断していたのである。

それが『東国文献備考』「輿地考」が編纂される過程で、「一説于山鬱陵本一島」と引用されていた「輿地志」からの引用文が、「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」と改竄されたのである。

この改竄の事実は、竹島の領有権を主張する際、韓国側が唯一の論拠としてきた『東国文献備考』「輿地考」の分註には、于山島を松島（現在の竹島）とする証拠能力がない、ということの意味している。

これは『東国文献備考』「輿地考」の分註を根拠に、于山島を松島（現在の竹島）としてきた韓国側には致命的であった。韓国側では『東国文献備考』「輿地考」の分註を根拠に、古地図や文献中の于山島を独島（竹島）としてきたが、その論拠とされた分註は、1770年に改竄されたものだったからである。

これは当然、『三国史記』（1145年）や『高麗史』（1451年）、『世宗実録』「地理志」（1454年）、『新增東国輿地勝覧』（1530年）など、『東国文献備考』「輿地考」の成立以前にある于山島を独島（竹島）とすることができなくなったということである。韓国側では、竹島（独島）の領有権を主張できる歴史的権原がないまま、竹島を占拠しているのである。

そこでこの事実を最初に発表させてもらったのが、『現代コリア』（1996年5月号）の「竹島問題考」である。その後、『現代コリア』の西岡力氏から、韓国の月刊誌『韓国論壇』にも寄稿してみないかとお誘いを受け、それが同誌5月号で、「竹島が韓国領という根拠は歪曲している」と題して掲載された。『韓国論壇』誌上に拙稿が載ると、韓国側から反論があった。これがその後の、韓国の国防大学校教授の金柄烈氏との論争の始まりである。だが金柄烈氏との論争は、『韓国論壇』（1998年8月号）で反論したのを最後に、頓挫してしまった。

それは当時奉職していた仁川大学校に嫌われたのか、1998年の秋口ごろ、上司から

雇用契約を更新しない旨の通告を受け、帰国を余儀なくされたからだ。当時の仁川大学の総長は、後に「東亜日報」の社長となり、「東北アジア歴史財団」の三代目理事長となった金学俊氏である。奇縁といえば、奇しき縁であるが、奇縁にはもう一つあった。『現代コリア』の西岡力氏から、拓殖大学で新学部を開設するので応募してみないかとお誘いを受け、それが今も竹島問題に携わっていられる理由だからである。

さらに拓殖大学には、当時、佐瀬昌盛・木村汎教授といった北方領土問題の泰斗がおられた。そのご縁から「北方領土問題対策協会」との関係が生まれ、平成15年（2003年）11月15日、隠岐の島で開催された「竹島北方領土返還要求運動島根県民会議」主催の大会で、竹島問題について講演する機会に恵まれた。この講演の後、会場をホテルに移して澄田信義知事と県議員の諸先生方等と酒杯を傾けることになり、その酒席で意気投合したことが、後の「竹島の日を定める条例」（以下、「竹島の日」条例）の制定に繋がったのである。

3. 「竹島の日」条例の制定とその余波

当時、島根県は深刻な事態に直面していた。1998年12月に締結された新「日韓漁業協定」が翌年発効し、日本海の好漁場である「大和堆」では、韓国漁船による違法漁労が横行していた。竹島問題を棚上げにして締結された新「日韓漁業協定」では、竹島から周囲12海里が「暫定水域」とされ、日本漁船の接近は許されなかった。さらに本来、日本側の漁場となるはずだった「大和堆」の大部分も、日韓の「共同管理水域」とされていた。「共同管理水域」では旗国主義が採られたため、韓国漁船が違法漁労をしても、それを取り締まる権限が日本にはなかったからである。

島根県をはじめ、「大和堆」を漁場としていた日本の漁民達は、甚大な被害を受けていた。そこで島根県は、何度も日本政府に陳情して、韓国漁船の違法行為を中断するよう求めたが、埒が明かなかった。「国連海洋法条約」では、「天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利を有」し、海洋法に関する包括的、一般的な秩序の確立が謳われたが、それとは裏腹に、日本海は「乱獲の海」となっていたのである。そこで島根県は、竹島が島根県隠岐島司の所管となって100年となる2005年を機に、「竹島の日」条例を制定して、「竹島の領土権確立」のための啓発事業を始めることにしたのである。

この島根県議会の動向に注目していたのが、韓国の盧武鉉大統領である。盧武鉉大統領は平成17年（2005年）3月1日の演説で、「過去の真実を糾明し、心から謝罪し反省して、賠償することがあれば賠償し、しかるのちに和解しなければなりません。これが、世界のあらゆる国々で見られる歴史を清算するための普遍的プロセスなのです」と述べ、日本を牽制した。

さらに盧武鉉大統領は3月7日、「歴史・独島問題を長期的・総合的・体系的に含めた専任機関の設置」を指示している。この時、外交通商部長官の潘基文も、独島問題を「日韓関係よりも上位概念」ととらえ、積極的な対応に出ることにしたのである。

韓国側では、島根県議会が「竹島の日」条例を成立させる以前から、竹島問題に対して持続的に対応できる体制構築の準備をしていたのである。4月20日、竹島問題に対処するための持続的機関として、「東北アジアの平和のための正しい歴史企画定立団」が発足し

ている。団長には、その推進役を果たした大統領府の金秉準政策室長が就いている。

これと対照的だったのが、日本の外相と外務省の高官某氏である。町村外相は、島根県に対して「竹島の日」条例が成立しないようファックスを送ったとされ、外務省高官も「実効的には何の意味も無いことを県民感情だけで決めるのは、率直に言っていかがなものかと思う」として、島根県に対して「竹島の日」条例の制定を自粛するよう求めたのである。

その外務省も、「竹島の日」条例が成立する頃には、竹島問題関連のホームページの記述内容を書き換えていた。従前は、竹島の領有を主張する日韓の見解を併記していたが、「竹島は日本の固有の領土」とし、「韓国が不法占拠している」としたのである。その主張は文部科学省にも影響し、2006年度から使用される一部の「地理」と「公民」の教科書でも同様の記述がなされたのである。

韓国側では、この「地理」と「公民」の教科書を歪曲教科書として、騒ぎ出したのである。するとそれが中国にも飛び火して、中国各地での反日暴動に繋がったのである。その引き金となったのは、その前年、小泉首相が靖国神社に参拝したことで反日感情が強まっていた中で、盧武鉉大統領が、日本の国連安全保障理事会の常任理事国入りを阻止しようとしたことから、中国側でもそれに同調したのである。

この韓国の動向を、その後の対日政策に利用したのは中国とロシアである。ロシア（当時はソ連）は昭和20年（1945年）8月9日、「日ソ不可侵条約」を破って南樺太と千島列島、択捉島以南の北方領土に侵攻し、日本との間に領土問題を抱えていた。

そのロシアのガルージン駐日公使は、2005年6月、「ソ連の対日参戦はソ連の正義の戦いであった」と述べ、「ソ連軍による北方領土占領について、日本軍国主義の侵略行為の帰結」として、北方領土の占拠を正当化した。（注4）この歴史認識は、新潟県立大学の袴田茂樹教授によると、同年9月、国営テレビでプーチン大統領も示していたという。（注5）

これは日露の間には領土問題は存在しない、という宣言であった。1993年、細川護熙総理とエリツィン大統領との間で宣言された「東京宣言」では、「四島の帰属」がテーマであったが、プーチン大統領はその方針転換を謀ったのである。

そのロシアでは平成22年（2010年）11月、メドベージェフ大統領がロシアの大統領としては初めて国後島に上陸して、日本政府を牽制した。それは2010年9月、中国漁船が海上保安庁の巡視船に故意に衝突し、日中に尖閣問題が浮上していた時と重なる。さらに2011年5月、今度は韓国の国会独島守護対策特別委員会の姜昌一委員長ら三名が国後島に上陸し、日本側に独島の主権を放棄するよう求めたのである。

これは2008年9月、李明博大統領がロシアを訪問した際、メドベージェフ大統領との間で、北方領土を含めたオホーツク海の共同開発を話し合い、これまでの「包括的なパートナー関係」から「戦略的な協力パートナー関係」に格上げし、北方領土にも韓国企業が進出する姿勢を見せるなど、北方領土問題は日本を牽制する外交カードの一つとなっていたからである。韓国の国会議員らの国後島上陸は、日本が中国との間で尖閣諸島問題を争い、ロシアとは北方領土問題を抱えていたタイミングで行われたのである。

それは平成21年（2009年）9月16日、政権交代のあった日本で、民主党の鳩山政権が誕生したことも無関係ではない。それを示しているのが韓国の『月刊朝鮮』（2010年10月号）に寄稿された、鳩山総理（当時）の東北アジア担当顧問と称する尹星駿氏の「鳩山

の登場は韓国にとって幸運」と題した一文である。その中で尹星駿氏は、2006年5月、鳩山由紀夫幹事長（当時）が訪韓した際、「筆者は鳩山幹事長に独島問題に対する歴史的な事実関係を理解してもらう必要があると判断し、独島問題に精通した保坂祐二世宗大学教授を紹介した」とし、その際、鳩山由紀夫幹事長は、「忙しい日程の中で、予定された時間をはるかに越え、保坂教授の独島に関連する説明を1時間半、傾聴した」としている。

その保坂祐二氏が、2011年1月21日付の韓国の『中央日報』で、2009年12月25日、「高校の新学習指導要領の解説書で竹島問題が具体的に記述されなかったのは、鳩山首相の指示」としている。翌年4月、竹島問題に関連し、自民党の新藤義孝議員が岡田克也外相（当時）に質問した際に、岡田外相が「不法占拠」としなかったのも、「竹島の日」の2011年2月22日、枝野幸男官房長官が竹島問題について記者から質問され、「不法占拠」という表現を避けた理由もここにある。

韓国の李明博大統領は、2012年8月、韓国の大統領としては初めて竹島に上陸したが、それは2009年12月12日午後、民主党幹事長の小沢一郎氏が李明博大統領を表敬訪問した際、小沢氏が「私が総理大臣になれば竹島の領有権を放棄する。ただし島根県漁民の漁業権を保証してほしい」と発言したとされているからである。（注6）この日の午前中、小沢一郎氏は韓国の国民大学校で、「新たな日韓関係と、その役割を担うリーダーの育成」と題して、講演を行っていた。そこで小沢氏は、過去の植民統治に関して「日本国民として謝罪しなければならない歴史的事実だ」とし、「天皇陛下も桓武天皇の生母は百済の王女だったと認めている」と発言している。韓国側の歴史認識の中には、天皇家は韓国系とする説がある。この小沢氏の発言はそれに迎合するものであった。

この時の小沢一郎氏は、訪中の帰路、韓国に立ち寄ったもので、その三日後の15日には、天皇陛下と中国の習近平副総理との特例会見が行なわれた。

尖閣諸島付近での中国漁船と日本の海上保安庁の巡視船の衝突事件が起きるのは、その翌年である。この時、香港の週刊誌『亜州週刊』（9月26日号）は、「韓国に学ぶ」と題した特集を組み、「日本から韓国が独島を奪還した貴重な経験を学べば釣魚島回復も夢でない」として、尖閣問題では実力行使が有効との主張をしていた。

中国側が竹島問題に注目したのは、日本領であった竹島を韓国が占拠し、現在では安定的に支配を続けているからである。具体的には1953年、韓国の鬱陵島の島民が独島義勇守備隊を結成して竹島に上陸したとされ、日本の海上保安庁の巡視船を銃撃するといった事件がおこっている。1954年の夏には韓国の海洋警察隊に引き継がれ、以後、今日に至るまで占拠が続いている。

そこで中国も民間人を尖閣諸島に上陸させ、韓国が竹島を占拠した方法に倣って日本側に抵抗すれば、日本から尖閣諸島を奪取できるとする主張が登場したのである。報道の中では、中国と台湾の漁民が協力し、1000隻の漁船を派遣して尖閣諸島に上陸すれば、韓国が竹島を侵奪したように、尖閣諸島を占拠できるとした。中国側がこれだけ強硬な主張をするのは、韓国と同様、尖閣諸島は歴史的に中国の「固有の領土」であったとする歴史認識があるからである。

北方領土問題をはじめ、日韓の歴史認識問題を横目で見ている中国は、1971年12月からその領有を主張し、1992年には「領海法」を定めて釣魚島（尖閣諸島）を中国領土と

していた。以来、中国では尖閣諸島を係争の地とすべく、その機会を覗いていたのである。

中国と台湾では、尖閣諸島周辺での衝突事件が起こる前年から、尖閣諸島を中国領とする文献が共通の話題となっていた。衝突事件が起こる4ヶ月前には、「八路軍太行紀念館」のホームページに尖閣問題関連の文献が一举に掲載されていた。

その尖閣諸島を巡る日中の確執が深刻となると、それを見透かしたような事件が起こっている。2010年11月1日、ロシアのメドベージェフ大統領が国後島訪問をすると、それに続いてロシア高官達による北方領土詣が始まったからである。

だがそれはロシアの単独行動とは言えないものがあった。2010年9月27日、訪中したメドベージェフ大統領は、胡錦濤国家主席とともに「第二次大戦終戦65周年を記念する共同声明」を発表し、「中露は第二次大戦の歴史の歪曲、ナチスや軍国主義分子とその共犯者の美化、解放者を矮小化するたくらみを断固として非難する」とした前後から、連携の姿勢を見せていたからだ。それもメドベージェフ大統領は、同年の7月、日本が降伏文書に調印した1945年9月2日を「大戦戦勝記念日」とする法案に署名し、9月2日に開催された戦勝記念の式典では、ロシアのミロノフ上院議長が「ソ連軍は中国東北部（満州）や北朝鮮、南サハリン（南樺太）、クリル諸島（千島列島と北方領土）を解放した」と発言するなど、ロシア側の歴史認識が示されていた。

その後、中国とロシアは、第二次世界大戦終戦70周年を共同で祝い、東シナ海では中露の軍事演習をして、日本政府を牽制している。中国で開催された第二次世界大戦終戦70周年の式典には、韓国の朴槿恵大統領も参席しているが、日本の周辺諸国では、それぞれの思惑で日本との領土問題を自国に有利にするよう画策しているのである。

島根県議会が「竹島の日」条例を制定したことを機に、中露が動き、韓国もまたそれらを利用していたのである。だが島根県議会が「竹島の日」条例を制定したのは、新「日韓漁業協定」で大和堆が共同管理水域とされ、日本漁船が甚大な被害を受けるようになったからである。問題の本質は、新「日韓漁業協定」を結ぶ際、竹島問題を棚上げしてしまったことにある。

だが「竹島の日」条例に反応したのは、竹島を不法占拠する韓国側の方で、侵奪された日本政府は消極的であった。日本と韓国では、領土問題に対する取り組み方が違っていたのである。ではそれは何が、どう違っていたのだろうか。

4. 「東北アジア歴史財団」と島根県竹島問題研究会の活動

韓国政府が最初に設置したのが、「東北アジアの平和のための正しい歴史企画定立団」である。その竹島問題を持続的に・総合的に対処するための機関が発足したのは、2005年4月20日である。「東北アジアの平和のための正しい歴史企画定立団」では、その翌年、『独島六世紀以来我が領土』（2005年5月?）、『日本軍部の独島侵奪史』（2006年6月刊）、『独島資料集Ⅰ』（2005年9月刊）、『独島論文翻訳撰Ⅰ』（2005年12月刊）、『独島論文翻訳撰Ⅱ』（2005年12月刊）等の刊行を行っている。

その「東北アジアの平和のための正しい歴史企画定立団」は、翌年9月には『東北アジア歴史財団』と改組して、「竹島問題」、「慰安婦問題」、「歴史教科書問題」、「日本海呼称

問題」、「靖国参拝問題」、「高句麗史問題」、「白頭山問題」を専門的に研究する国策の政策提言機関となった。

その設立目的では、「東北アジアと全世界を不幸にした間違った歴史観やそれによって惹き起こされた問題点と向き合い、長期的・総合的な研究分析と体系的・戦略的な政策開発を成し遂げることによって、正しい歴史をつくり、東北アジアの平和と繁栄のための基盤づくりを目的に設立」されたと謳っている。

現在、「東北アジア歴史財団」は教育部の傘下であり、理事長は閣僚級である。理事長にはこれまで五人が就任し、初代は金容徳氏、以後、鄭在貞氏、金学俊氏、金浩燮氏が続き、現在は金度亨氏が「東北アジア歴史財団」を統括している。この五人の理事長はどれも歴史研究者で、独島研究には一家言を持っていた。この理事長を支えているのが事務総長である。歴代の事務総長は、トップクラスの外交官経験者が就き、次官級とされている。

「東北アジア歴史財団」の中には「独島研究所」、「韓日関係研究所」、「韓中関係研究所」が併設され、50名前後の研究者が日韓・日中の歴史問題を持続的に研究しており、歴史認識問題に関する司令塔的な役割を果たしている。その研究成果は機関誌の『領土海洋研究』とともに研究叢書として公刊され、2019年2月1日現在で、研究叢書を含め関連する研究書の数は380冊に及んでいる。その目的は、「研究成果をもとに歴史認識をめぐる対立を解消し、歴史和解を実現する政策・対策を開発・提示」することにおかれている。

その目的を達成するため、「東北アジア歴史財団」ではすでに2007年4月、岩波書店から『竹島・独島史的検証』を刊行している。理事長の金容徳氏は、その目的を次のように語っている。「創業100年を誇る日本最大の出版社である岩波書店で、徹底した検証を通じて出版された点で大きな意味がある」。「韓国の独島領有権に対して日本国内に肯定的な視角を作ることに期待する」。

この『竹島・独島史的検証』の著者は、島根大学名誉教授の内藤正中氏と韓国の国防大学校の金柄烈教授である。『竹島・独島史的検証』は現在、日本各地の図書館に収蔵されており、独島（竹島）は韓国領とされた内容は、日本の小・中・高において竹島教育が始まった際には、大きな影響力を持つことが予想される。

現に、平成29年3月31日告示の「小学校学習指導要領」と平成29年3月31日告示の「中学校学習指導要領」では、竹島と尖閣諸島について触れることになっており、平成30年3月に告示された『高等学校学習指導要領』でも、竹島と尖閣諸島について取り扱うことになったからだ。

だが実際に、日本国内で竹島に関する授業が始まると、先生方は何を参考にして授業を進めたらよいのか、迷うことであろう。その際に、授業案の参考として、『竹島・独島史的検証』（岩波書店）を読めば、そこには竹島を日本領とする日本政府の見解とは違って、「独島は韓国領」とする記述がなされている。

『竹島・独島史的検証』が刊行された際、そのような事態が起こるのを憂慮して、『諸君』（2007年9月号）で、「岩波書店のプロパガンダ本に反論す、日本の領土『竹島』の歴史を改竄せし者たちよ」と題して、『竹島・独島史的検証』の問題点を指摘しておいた。

だが日本の文部科学省では、竹島教育が始まると、日本の教育現場が混乱する事態に

については想定していないであろう。日本には、韓国のような国策提言機関としての「東北アジア歴史財団」が無いと、戦略的な対応がとれていないからである。

その日本で、わずかにそれに近い活動をしているのが、島根県竹島問題研究会である。「竹島の日」条例を成立させた島根県では、2005年6月に「島根県竹島問題研究会」を発足させると、竹島問題に関する論点整理を始めた。その二年後の2007年6月、第一期「島根県竹島問題研究会」の『最終報告書』がまとめられ、これを外務省にも提出した。

外務省ではその『最終報告書』を受けて、2008年2月、小冊子『竹島問題を理解するための10のポイント』を刊行した。この小冊子に対して2008年10月、島根大学名誉教授の内藤正中氏が『竹島＝独島問題入門』「日本外務省『竹島』批判」とする批判書を出版して、外務省の小冊子の批判を始めた。この内藤氏の『竹島＝独島問題入門』「日本外務省『竹島』批判」は、韓国の「東北アジア歴史財団」が翻訳を支援し、『韓日間独島・竹島論争の実態』として韓国国内でも流布している。

一方、外務省が『竹島問題を理解するための10のポイント』を作成すると、2008年7月、文部科学省の『中学校学習指導要領解説書』に初めて竹島が記載されることになった。

この一連の流れを受け、韓国の「東北アジア歴史財団」をはじめ、「韓国海洋水産開発院」、「嶺南大学校独島研究所」等が、外務省の小冊子と島根県竹島問題研究会の第一期「最終報告書」の批判を始めたのである。以後、島根県竹島問題研究会は、韓国側の各研究機関と竹島を巡る論争を行うことになるのである。その竹島問題研究会は現在、第4期目となり、ほぼ手弁当に近い形で調査・研究を持続的に行っている。そのため韓国の嶺南大学校独島研究所の宋彙榮教授は、その編著『日本の学者が見る歴史学的淵源』（2013年刊）の中で、島根県竹島問題研究会について、次のように記している。

「重要なことは、この『竹島問題研究会』で研究・調査され、作られ、歪曲された独島領有権の論理が、日本政府（外務省）の公式の論理となっているということで、このようなことを根拠として、日本の文部科学省は、小中高の学校教育の現場で幼い学生たちに『竹島は日本固有の領土で、現在、韓国が不法占拠している』と教えているという事実だ」（注7）

宋彙榮教授は、島根県の「『竹島問題研究会』で研究・調査され、作られ、歪曲された独島領有権の論理が、日本政府（外務省）の公式の論理となっている」と見ているのである。

それは外務省が刊行した小冊子『竹島問題を理解する10のポイント』（2008年刊）が、島根県竹島問題研究会の第一期『最終報告書』の提出を受けて、編纂されていたからであろう。

その外務省の小冊子に対して、2010年、「東北アジア歴史財団」は『日本人が知らない10の独島の真実』として、反論した。それは外務省の小冊子には、島根県竹島問題研究会の見解とは異なる部分があり、そこを韓国側が争点として攻勢をかけてきたのである。

外務省の小冊子では、日本は、江戸時代に竹島の領土権を確立して、明治になってそれを再確認したとしたのである。これに対して韓国側では、「朝鮮国交際始末内探書」

(1870年)、「太政官指令」(1877年)などを根拠として、日本は竹島を日本領ではないとしていたにもかかわらず、日露戦争の最中、竹島を「無主の地」として、大韓帝国の領土を強奪してしまった。独島は、大韓帝国時代の1900年10月25日、「勅令第41号」によって、鬱島郡の一部となっていた。日本は1905年に独島を侵奪すると、1910年には、大韓帝国を併合してしまった。こうして独島は、日本による「朝鮮侵略の最初の犠牲の地」であった、とする歴史認識を論拠に、外務省の小冊子に反論したのである。

だが島根県が2月22日を「竹島の日」としたのは、明治38年(1905年)1月28日の閣議決定で、「無主の地」であった無人島に竹島と命名し、それを先占して、2月22日付の「島根県告示第40号」で、島根県隠岐島司の所管としたからである。外務省の小冊子のように、江戸時代に竹島の領土権を確立して、明治になってそれを再確認したとの見解はとっていない。

だが問題は、外務省の小冊子『竹島問題を理解する10のポイント』には批判が続いているが、外務省側からは反論がなされていないのである。批判されても反論しなければ、その批判を認めたことになる。

そこで島根県のウェブ竹島問題研究所では、東北アジア歴史財団の『日本人が知らない10の独島の真実』に対して、『韓国が知らない独島の10の虚偽』と題し、歴史的事実に関する部分に限り、その文献解釈の誤りを指摘しておいた。その指摘の中には、韓国側が独島は512年から韓国領であったとする際、その論拠としてきた『東国文献備考』「輿地考」の分註が、改竄されていた事実にも触れておいた。韓国側には、竹島の領有権を主張する歴史的権原がない事実を明らかにしておけば、国際法上、独島(竹島)を韓国領とすることができないからである。

すると韓国側では、韓国側の文献ではなく、今度は日本の文献に争点を移して、反論するようになった。さらに新たな動きとして、日本人研究者が「竹島は日本領」とすると、これに対して「国粋学者」「右翼学者」とレッテル貼りをするのである。「独島は韓国領」とすれば、それは「良心的日本人」となるのである。

2013年5月2日付の『中央日報』紙上には、二面にわたって「朴槿恵大統領様に捧げる公開請願」と称する意見広告が掲載された。そこでは「良心的日本人」と対比して、「竹島の歴史をよく知らない日本人達を煽動し」、「韓国側の文献を我田引水的に歪曲して」、「竹島は日本領だと主張する非理性的な愛国心を発揮している」と下條批判が行われていた。

これと同じ論理は、2017年2月に刊行された大邱大学の崔長根教授の『韓国の領土独島、日本の領有権捏造の方式』でも、次のように繰り返されている。

「下條正男は日本の極右学者として独島問題について安倍政権で日本政府の論理を代表している。彼は島根県竹島問題研究会の座長としての役割が認められ、現内閣府の領土主権対策企画調整室の諮問団で竹島問題の専門家として参加しており、日本政府の竹島政策は彼の論理をそのまま反映している」(注8)

ここには崔長根氏の空想も加味されているのだろうが、事実無根である。崔長根教授が推測するように、日本側の体制が整っていれば、竹島問題のみならず尖閣諸島や日本

海呼称問題も違った展開をしていたはずである。

昨年（2018年）末、島根県内のある中学校に、韓国の中学校から「独島は韓国領である」といった主旨の葉書が届いた。その韓国の中学校では、教育科学技術部（現、教育部）が2011年2月に定めた「初・中・高等学校独島教育内容体系」の方針に従って、対外広報の一環として送ったのである。その葉書に認められた論理は、2011年12月に、「東北アジア歴史財団」が独島教育の副教材として開発した『独島を正しく知る』の要約であった。韓国の独島教育は、幼稚園児から高校生まで、かなりの精度で実施され、それが実践の段階に到達したのである。おそらく日本の先生方でも、この韓国の中学生から送られた葉書に答えるのは、難しいであろう。

葉書を送ってくれた中学校には、韓国語による返信を送った。実際に子ども達の手が届いたのか、明らかではないが、今後も韓国側からの手紙が届くことになる。

そこで島根県では、韓国の『独島を正しく知る』で教えられている内容を検証し、その問題点を指摘して小冊子『韓国の竹島教育の現状とその問題点』にまとめ、出版することにした。日本の文部科学省が、『学習指導要領』に竹島を記載した以上、韓国側の論理についてもその問題点を明らかにしておくべきだからである。

だがこの種の作業は、一地方自治体の島根県がすべきでないことは承知している。領土問題は政府の専権事項だからである。しかし竹島問題をはじめ、近隣諸国との歴史認識問題は、抜き差しならないところまできている。島根県が竹島問題研究会を発足させて14年、その間に、韓国側では着実に研究を積み重ねている。問題はその韓国側の論理には、何ら証拠能力がないにもかかわらず、日本側にはその虚妄の論理を打ち砕くことのできる研究機関がないことである。

5. 日本政府の対応

韓国の盧武鉉大統領は3月7日、「歴史・独島問題を長期的・総合的・体系的に含めた専担機関の設置」を指示し、それが今日の「東北アジア歴史財団」として、政策提言機関としての機能を果たしている。

島根県議会が「竹島の日」条例を制定したことから、竹島問題だけでなく、尖閣諸島や北方領土問題でも地殻変動が起こっている。これは「東北アジア歴史財団」が中心となって、中露との連携を謀った結果である。「東北アジア歴史財団」では、慰安婦問題や日本海呼称問題でも、韓国系米国人等の「韓人会」を支援する形で、竹島の領有権を主張する日本を牽制して来た。竹島問題から派生した「歴史認識」を外交カードとして、対日外交を続けているのである。

これに対して日本政府は、どう対処してきたのだろうか。島根県では、「竹島の日」条例を定め、2006年以来、毎年、2月22日を「竹島の日」として式典を開催してきた。その「竹島の日」の式典に、政府関係者（政務官）が出席することになったのは、2013年の第8回からである。この年、日本政府は内閣官房の中に「領土主権対策企画調整室」を設置しているが、その室長は2013年から2018年の五年間で、五人の室長が交代している。これでは竹島問題のような、国家主権に関する問題に対して、持続的な対応は難しい。

それも内閣官房内に「領土主権対策企画調整室」が設置されたのは、2012年8月に韓

国の李明博大統領が竹島に上陸したことと無関係ではない。2009年から始まる民主党政権時代、日本は竹島問題で遅れをとり、尖閣諸島問題や北方領土問題でも、「戦略なき戦術」によって苦境に立たされることになった。

2012年、自民党政権によって軌道修正がなされたのが、「領土主権対策企画調整室」の設置である。

だが日本では、島根県議会が「竹島の日」条例を制定した2005年から今日まで、領土問題を所管する沖縄北方領土担当大臣が18人も代っている。これで韓国の「東北アジア歴史財団」のような活動ができるのだろうか。

確かに「領土主権対策企画調整室」では2018年3月に、「領土・主権展示館」を日比谷公園内の市政会館の地下に開設している。さらに「領土主権対策企画調整室」では、竹島と尖閣諸島に関する調査研究を始めた。

これらはすでに島根県が2005年6月に竹島問題研究会を設置して、竹島に関する調査研究をはじめている。2007年には、既存の建物を利用した「竹島資料室」を設置した。その「竹島資料室」には、全国から竹島に関する史料が送られて来ており、島根県ではその調査研究と竹島関連の史料を管理保管している。

その島根県の竹島関連の年間予算は3000万円にも満たない。一方、日本政府の竹島関連の予算は億単位であろう。それでも韓国側が島根県の竹島問題研究会を無視できないのは、韓国側の竹島研究に対して、反論しているからである。

近年、韓国の「東北アジア歴史財団」では、『日本の独島領有権主張の虚像』（2018年10月）を刊行した。その中で東北アジア歴史財団の都時換氏（日本軍慰安婦研究センター長）が、次のような歴史認識を披瀝している。

「独島は韓国の領土主権の象徴である。独島は日本の植民帝国主義の韓国侵略の最初の犠牲物で、光復と同時に完全に領土主権を回復した象徴だということだ。しかし日本は1952年1月18日、韓国政府の平和宣言以来、韓国の独島主権を侵奪する不法な領有権の主張を本格的に提起し始めた。さらに独島主権に対する不法侵奪100周年にあたる2005年に島根県条例で所謂「竹島の日」を制定して以後、独島関連の防衛白書、外交青書だけでなく歴史教科書歪曲など、我が国の領土主権を侵害する主張を持続的に強化している。

そうであれば日本が提起する独島領有権の主張は、歴史・地理・国際法的に明白な韓国の独島主権に対する重大な侵害でないことはない。植民帝国主義の時代の「暴力と貪欲」によって略奪された領土の放棄という、最も基本的な戦後清算と背馳するということだ。さらに日本の独島領有権の主張は、本質的な基礎として不法な日帝植民地主義に立脚した独島侵奪の合法化を前提として、歴史の真実と国際法的正義を否定するだけでなく、さらには今日の日本の次世代に、独島に対する歪曲した領土教育まで強制しているという点で、隠蔽してきた日帝植民地責任の重畳的な不法構造に対する究明が、緊要な先決課題である」（注9）

これは新しい「歴史認識」である。竹島問題と過去の植民統治が結び付けられているからだ。この歴史認識に対して、日本側はどう対処したらよいのであろうか。めまぐるし

く代わる沖縄北方領土担当大臣と「領土主権対策企画調整室」の室長、文部科学省の「学習指導要領」にはわずか数行、竹島と尖閣が記載された。韓国では遥かに先を走っているのである。

この現状では、持続的な対応は無理である。それは韓国の「東北アジア歴史財団」の歴代の理事長（金容徳・鄭在貞・金学俊・金浩燮・金度亨）の職能と下部組織の違いを見れば歴然としている。韓国側では竹島問題に限らず、歴史問題全般にわたる研究体制が整い、その成果を外交政策に反映することができているからである。

竹島問題と関わって四半世紀、愚生がその間に学んだことは、「独島は韓国領土ではなかった」という確信よりも、現状の日本では竹島問題に限らず、近隣諸国との「歴史認識問題」は解決できないという焦燥感であった。

昨年9月、久しぶりにソウル市内にある「独島体験館」を訪れることにした。「独島体験館」は2012年、「東北アジア歴史財団」（「独島研究所」）が設置し、現在、全国13ヶ所に開設されている。

当日は土曜日ということもあって、多少混んでいたようである。私の後から三組の家族が入ってきた。その家族には、案内員が同行していた。その説明に関心があったので、しばらくついていった。後で案内員に聞くと、案内をしていたのは中学生のボランティアだという。その説明の内容は、韓国の独島教育の副教材である『独島を正しく知る』と同じであった。そこでボランティアに選ばれた経緯を聞くと、小論文と面接で合格したからという。「独島体験館」でボランティア活動をする小・中学生は、14名いるそうである。韓国の独島教育は、ここまで来ている。日本では国民世論を喚起し、「我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること理解させる」としたところで、竹島問題の解決には程遠い。

6. 竹島問題は何故、解決しないのか

さて以上、縷々述べてきたが、竹島問題は何故、解決しないのか。その理由がある程度、理解ができたのではないだろうか。日本政府と韓国政府では、その政治の仕組みが異なっている。国家主権に関する問題に対しても、当然、その対応の仕方が違ってくる。要はどちらが効率的かということである。

少なくとも韓国側では、その当初から、竹島問題を歴史問題として捉え、「独島死守」のための体制を整えてきた。これに対して日本政府は、国際司法裁判所に付託し、国際法に偏重した姿勢をとり続けてきた。その中で韓国政府は2006年9月に、「東北アジア歴史財団」を設置して持続的・総合的な研究活動を開始し、それを外交政策に反映してきた。その「東北アジア歴史財団」の理事長には、歴代、歴史研究者が就き、閣僚級の職権が与えられた。それを補佐する事務総長には、外交経験者が就任し、次官級の位置にあった。

これに対して日本では、政府が原案を作り、それを業者や外部機関に委託して、歴史研究者達に調査研究をさせるのである。韓国と日本では、問題解決に向けてのシステムが全く違っている。それも司令塔的な役割を果たす沖縄北方領土担当大臣がころころ代わっていれば、歴史認識問題の解決など覚束ない。その中で、国民世論の喚起とは、如何なる意味があるのだろうか。

注

- 注1. 『昭和財政史—終戦から講和まで』東洋経済新報社(1984年刊)、第1巻「賠償・終戦処理」(第7章在外財産「第2節 在外財産総額の調査」)、555頁。その「表7-6 地域別日本在外資産額」(1945年8月)では、非陸海軍法人・個人・政府として北鮮に29億7095万9614ドル、南鮮に22億7553万5422ドルとある。(出所:GHQ/SCAP, History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, #23, Appendix 17 pp. 57-61)。朝鮮半島には日本側の非陸海軍法人・個人・政府資産が当時の金額で約52億5千万ドル残されていた。
- 注2. 亜細亜問題研究所日本研究史料叢書『韓日関係資料集〈第一輯〉』高麗大学校出版部、(1976年刊)、132頁~133頁
- 注3. 拙稿「『竹島紀事』と『春官志』覚書」(「国際開発学研究」第二巻第四号)、2003年
- 注4. 2005年5月13日付「産経新聞」によると、ロシアの外交誌『メジドナロードナヤ・ジーズニ』(2005年6月号)
- 注5. 産経新聞(IRONNA)2015年2月6日付、袴田茂樹新潟県立大学教授「最大の過ちだったヤルタ協定、歴史修正しているのは誰なのか」<https://ironna.jp/article/2789>、2017年5月11日付、袴田茂樹新潟県立大学教授「(連載1)最悪の時に行われた日露首脳会談」(公益財団法人「日本国際フォーラム」e-論壇「百花斉放」)<https://www.jfir.or.jp/cgi/m-bbs/index.php?no=3983>
- 注6. チャンネルA(2012年8月30日、公開)<https://www.youtube.com/watch?v=GuRa912dzkA>
- 注7. 宋彙榮編著『日本の学者が見る歴史学的淵源』(大邱韓医大学校安龍福研究所翻訳叢書2)、図書出版知識人(2013年刊)、6頁
- 注8. 崔長根著『韓国の領土独島、日本の領有権捏造の方式』ジェイエンシー、(2017年刊)、542頁
- 注9. 都時換編著『日本の独島領有権主張の虚像』(東北アジア歴史財団研究叢書75)、東北アジア歴史財団、(2018年刊)、4頁~5頁